

財務省告示第二百六十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成十九年七月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十九年八月九日

財務大臣 尾身 幸次

一 名称及び記 利付国庫債券（十年）（第二百八十七回）	二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び附則第七十六条第一項	三 振替法の適用等 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	四 発行方法 札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札
-----------------------------------	--	---	---

		十 十		九 八				七				八																	
口		イ		振 額 最		行 争 非		者 特 国		札 非 入		価 払 込		行 争 非		者 特 国													
債 行 市		競 札 入		格 行 行		額 面 金		札 格 第		債 市 場		札 競 争 入		入 札 競 争		札 格 第		債 市 場											
及 入		行 争		格 日		位		加		場		行 争		札 競		加		場											
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 十 七 銭		上 の そ れ の 応 募 価 格		平 成 十 九 年 七 月 二 十 日		す る の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と		の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 の 金		振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿		五 万 円		千 三 百 七 十 九 億 六 千 八 百 九 万 円		一 兆 七 千 三 百 六 十 四 億 四 千 七 百		で 千 五 百 七 十 七 億 円		た 利 付 国 債 に つ いて 、 額 面 金 額		条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し		特 別 計 関 する 法 律 第 四 十 六		で 八 十 五 億 七 千 九 百 万 円		た 利 付 国 債 に つ いて 、 額 面 金 額	

十 十
三 二

の 経 利 発 競 加 場
払 過 行 争 非 者 特
込 利 入 入 価 ・ 別
み 子 率 札 格 第 参

(一) 年一・九パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に加えて次の算
式により算出した金額を第二
十号に規定する期日に払い込
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.9}{100} \times \frac{30}{365}$$

(二) 発行時において、その利子
に係る所得税が源泉徴収され
るものとして振替口座簿中の
口座に記載又は記録されるも
のについては、前記(一)の算式
により算出した金額から当該金
額に百分の二十を乗じた金額
へただし、当該国債を発行時
にあっては外国法人である者が
者又は外国法人である場合に
は、前記(一)の算式により算し
た金額に当該非居住者又は外
国法人が適用を受けた金額を所
得税の税率を乗じた金額を控除
することができる。

平成十九年十二月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払

十 四
初 期 利 子

期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.9}{100} \times \frac{1}{2}$$

二十	十九	十八	十七	十六	十五
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限
平成十九年七月二十日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	平成二十九年六月二十日	るいて、その日以前六月間に属す
					日を支払期とし、各支払期にお
					毎年の六月二十日及び十二月二十
					後の利子
					第二期以